

堺市市税条例施行規則の一部を改正する規則

堺市市税条例施行規則（平成12年規則第109号）の一部を次のように改正する。

第24条第28号中「熱損失防止改修住宅等に係る固定資産税の減額に関する申告書」を「熱損失防止改修等住宅等に係る固定資産税の減額に関する申告書」に改める。

様式第26号中

「

堺市長殿

申告者 住所（所在地） \_\_\_\_\_ を

氏名（名称） \_\_\_\_\_ 」

「

堺市長殿

納税義務者 住所（所在地） \_\_\_\_\_ に

氏名（名称） \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ 」

改める。

様式第27号中

「

堺市長殿

納税義務者 住所（所在地） \_\_\_\_\_ を

氏名（名称） \_\_\_\_\_ 」

「

堺市長殿

納税義務者 住所（所在地） \_\_\_\_\_ に

氏名（名称） \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ 」

改める。

様式第28号中「熱損失防止改修住宅等に係る固定資産税の減額に関する申告書」を「熱損失防止改修等住宅等に係る固定資産税の減額に関する申告書」に、

「

堺市長 殿

納税義務者 住所(所在地) \_\_\_\_\_

を

氏名(名称) \_\_\_\_\_

」

「

堺市長 殿

納税義務者 住所(所在地) \_\_\_\_\_

に、

氏名(名称) \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

」

「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

様式第29号中

「

堺市長 殿

所有者 住所(所在地) \_\_\_\_\_

を

氏名(名称) \_\_\_\_\_

」

「

堺市長 殿

所有者 住所(所在地) \_\_\_\_\_

に

氏名(名称) \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

」

改める。

様式第30号中

「

堺市長殿

申告者

住所（所在地）

を

氏名（名称）

」

「

堺市長殿

納税義務者

住所（所在地）

に

氏名（名称）

電話番号

」

改める。

様式第31号中

「

堺市長殿

納税義務者

住所（所在地）

を

氏名（名称）

」

「

堺市長殿

納税義務者

住所（所在地）

に

氏名（名称）

電話番号

」

改める。

様式第32号中

「

堺市長殿

納税義務者

住所（所在地）

氏名（名称）

を

」

年 月 日

堺市長殿

納税義務者 住所（所在地）

氏名（名称）

電話番号

に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市市税条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市市税条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。